

第16回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成21年2月13日(金)午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

釧路家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 委員

浅利祐一 (国立大学法人北海道教育大学教育学部釧路校)

天内文夫 (釧路市民生委員児童委員協議会)

伊藤利晴 (釧路町役場)

稲澤 優 (釧路弁護士会)

井上利秋 (日本放送協会釧路放送局)

小野信一 (釧根社会福祉士会)

小林久美 (釧路市役所)

齋藤 隆 (釧路家庭裁判所)

佐藤正信 (釧路家庭裁判所)

多田みゆき (釧路市女性団体連絡協議会)

辻 信幸 (釧路公立大学)

西村 毅 (釧路市連合町内会)

保倉 裕 (釧路地方検察庁)

(2) 裁判所(説明者)

工藤克則(事務局長), 竹野 均(首席家裁調査官)

高橋潤一(首席書記官)

(3) 庶務

笠井弘行(総務課課長補佐), 松村美紀(総務課庶務係長)

4 議題

「少年審判手続における被害者配慮制度について」

5 議事概要

(1) 齋藤隆委員長あいさつ

(2) 新委員紹介及びあいさつ

新たに委員を委嘱された小林久美委員（釧路市役所）及び保倉裕委員（釧路地方検察庁）が委員長から紹介され、それぞれあいさつをした。

(3) 少年審判手続についての説明

高橋首席書記官が少年事件における被害者配慮制度について説明をした。

(4) 質疑応答及び意見交換（発言の要旨は別紙 1 のとおり）

「少年審判の傍聴による少年の萎縮及び被害者の二次被害について」

(5) 施設見学

少年審判廷（4階）及び3号法廷（2階）（傍聴者が多い場合に使用する可能性があるラウンド法廷）を見学した。

(6) 質疑応答及び意見交換（発言の要旨は別紙 2 のとおり）

「審判廷の広さと傍聴について」

(7) 次回の議題

「裁判員制度の実情等について」

(8) 次回日時

平成 21 年 7 月 9 日（木）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
（地方裁判所委員会と合同開催）

(別紙 1)

質疑応答及び意見交換における発言の要旨

(少年審判の傍聴による少年の萎縮及び被害者の二次被害について)

委員長： 少年法改正により、昨年 12 月から、被害者が少年審判を傍聴できる制度が始まった。新聞報道において、これまで非公開だった少年審判の傍聴が認められることは、少年の様子を直接知りたい被害者にとっては大きな前進であるが、その一方で少年の更生を促すという少年法の理念が揺らぐ恐れがあるという指摘がされている。

まず、被害者に審判傍聴を認めた場合、少年の心情にどのような影響を与えるか、裁判所はどのようなことに配慮をして審判を進行すべきかご意見を伺いたい。

委員： 新聞報道においては、被害者が傍聴すると萎縮して本音を話せなくなるといふ少年側の意見がある。その一方、少年がどんな態度が見たいといふ被害者側の意見もある。傍聴にあたっては、そのバランスを裁判所がとっていくこととなる。11月の少年事件担当裁判官が集まる協議会において、被害者の被害感情が強い場合に傍聴を認めるかどうかについて議論された。それについては、被害感情が強いというだけで、傍聴を認めないのは法の趣旨に沿わないという意見が多かった。ただ、そのような場合は、不測の事態が起きないように、仕切りがあるラウンド法廷で審判を行ったり、被害者の心情を害さない形で手荷物を少なくする等の対応が考えられるとの意見があった。

少年の萎縮の問題は非常に難しい。ただ、被害者が審判に立ち会って意見を述べることは、共感性の乏しい少年にとっては、被害者の思いを肉声で聞くことで内省を深めるきっかけになるという一面もある。確かに、少年が萎縮して本音を話さないというのは困るが、このような積極

面もあることも踏まえて運用していく必要がある。

委員： 少年は、事前に被害者が審判傍聴することを知らされるのか。

説明者： 必ず事前に知らされる。被害者から審判傍聴の申出があったときには、少年の付添人に意見を聴くし、傍聴を認めた場合にはその旨を通知する。裁判官（審判官）（以下「裁判官」という。）も審判の冒頭できちんと少年に説明する。

説明者： 家庭裁判所調査官（以下「調査官」という。）も、被害者が審判傍聴を希望した場合、調査の際に少年に伝える。そして、少年に対し、被害者が傍聴する意味、被害者という観点から自分のしたことを考えなければならないという働きかけを事前に十分にする。少年が被害者が傍聴するというだけで動揺したとしても、その意味をきちんと説明することによって、少年を落ち着かせる。少年が鑑別所に入っている場合には、鑑別所職員からも少年に対し同様の働きかけをする。

委員： 被害者はどのように意見陳述するのか。

委員： 被害者の意見陳述の方法は3つある。審判の場で裁判官に対して行う方法、審判以外の場で裁判官に対して行う方法及び審判以外の場で調査官に対して行う方法である。従前は、審判以外の場で調査官が被害者の意見を聴き、裁判官から少年に伝えることが多かった。

被害者が傍聴をすると、それを踏まえて自分の意見を述べたくなることも想定される。その場合、裁判官の判断で、少年を退席させたり、同席させたまま意見を聴くことになる。少年が同席したままで被害者の意見を聴く場合、傍聴の際には少年の後ろに被害者の席を設けるが、意見陳述の際には少年の横に被害者の席を設けるという運用も他庁でされているようである。色々な運用方法を検討しなければならない。

委員： 仕切りがあるラウンド法廷で少年審判を行うのは、審判廷で行うのと比較して何か違いがあるのか。

委員： 審判の場と傍聴席の間に仕切りがあるので，被害者にとっては傍聴しているという自覚が強くなると思う。

委員長： 被害者が傍聴した場合，少年は萎縮して本音を言えないと思われるか。

委員： 職業柄，虐待等の問題行動のある母親と接する機会が多いが，大人でも，理路整然と自分のことを説明できる人は少ない。なかなか自分の気持ちと言えず，乱暴な言葉を使う母親もいるが，それが本音でもなかったりする。問題行動を起こす少年は，家庭的な問題や色々な問題を抱えている場合が多く，自分の気持ちをきちんと伝えるという訓練を受けていない少年も多いと思う。そのような社会経験を積んでいない少年が，被害者が自分の後ろに座っているという緊張感を伴いながら，きちんと発言できるかどうかは疑問である。

委員： これまで全国で行われた少年審判の中で，被害者が傍聴したため，少年が萎縮して本音を話せないという審判があるとしたら，それは非常に残念だと思う。それはそのような審判運営をしている裁判官が良くないと思う。裁判官は，事前に十分に事情を調査した上，被害者に傍聴を許すか許さないかという決定をすべきである。

少年審判は若い裁判官が担当していることが多い。調査官が専門的な調査をするとはいえ，人生経験豊かな裁判官に担当してもらいたいという希望がある。重大事件においては，可能であれば経験を積んだ裁判官を混ぜてほしいと思う。

委員： 少年審判の目的は少年の更生であり，処罰を与えることではない。犯罪を犯す少年は，環境によって歪んだ精神状態となっていることが多いと思う。被害者には知る権利もあるが，少年の更生という観点から考えると，傍聴に関しては相当慎重に配慮して決定すべきである。どちらかと言えば，審判傍聴には賛成できないというのが率直な意見である。

委員： 被害者が審判に参加できるのは良いことである。少年が萎縮するとい

う面もあるかもしれないが、被害者の立場としては感情的なものが出てくるのは当然であり、少年もそれを認める必要があると思う。ただ、被害者がその感情を思うままにぶつけると、少年は萎縮してしまい、望ましい審判にはならない。やはり、事前調査の際、少年及び被害者に対する説明を十分にする方法で配慮していくのが良いと思う。

委員： 少年の萎縮に関する問題は、審判の進め方によって、解消することができると考えている。ただ、いったん被害者が傍聴したことにより、少年に取り除けないような影響が出ることは避けなければならない。それを見極めて、被害者の傍聴等について考えていく必要がある。

委員： 少年審判はこれまで和やかに行われてきたというが、見たことがないので想像がつかない。ただ、被害者が審判を傍聴したとしても、少年の後ろに座るので、少年が被害者を見てショックを受けることについては、それほど考えなくてもよいと思う。

委員： 少年が被害者の生の声を聞いて、共感するという効果は否定できないが、審判において被害者の発言の機会を設けると、従来のような少年の更生を目的とするだけではなく、様々な配慮が必要となってくる。少年審判制度は、裁判官が少年の良き理解者であるという大前提で作られている制度なので、それに基づいて適切な配慮をすることを強く望む。少年の更生を目的とした制度である以上、被害者の生の感情に引きずられるような審判運営は避けてほしい。

委員長： 他方、審判を傍聴した被害者が、少年の証言にショックを受けるという、いわゆる被害者の二次被害の問題もあるが、これについてはいかがか。

委員： 被害者、特に被害者の遺族は自分の家族を失った状況の中でその人自身が完全に被害者となっている。PTSD（心的外傷後ストレス障害：Post-traumatic stress disorder）になる人もおり、大変な精神的負担

を感じて、辛い気持ちになっている人が非常に多い。そのような心情を考えると、形式的な理由で審判から被害者を排除するというのは、あまりにも被害者の心情を理解していないと言われかねないと思う。裁判官は審判を進行するにあたり、被害者に対して静かに聞くように促したり、一時退席をしてもらったりするなど、臨機応変に対応することができるのだから、被害者の心情を理解した上で、制度を活用すべきだと思う。

少年には自分の起こした事件が色々な人の人生に大きく影響を与えたこと、大変なことをしたということを経験させる必要がある、そういう意味で、被害者の遺族が自分の話を聞きたいと思っていることを少年が意識した上で発言することにも、やはり意味があると思う。しかも、被害者が傍聴している場合、被害者に嘘だと指摘されるようなことは言わないのではないだろうか。

委員： 被害者は、審判傍聴できないとなると、刑事裁判にならない限り、直接加害者である少年の肉声を聞く機会がない。私は、被害者が少年の声を聞く機会を設けた方が良く考えており、傍聴制度には賛成である。

この制度においては、裁判所の力量が相当問われている。まず調査官が被害者と接するとき、被害者の心情に沿ったスタンスで接するのか、公正中立であるというスタンスで接するのか、どのように接するのが非常に重要であると思う。手続の説明についても、文書を渡すだけでなく、少年審判と刑事裁判の違い等について、十分懇切丁寧に説明をする必要がある、傍聴の前段階での裁判所の対応が重要である。仮に私が被害者として、審判傍聴をしたときに裁判所が少年を更生させるためとはいえ、非常に優しく接するのを見たら、少年審判の目的を知っていたとしても、やはりギャップを感じると思う。そういう意味でも、裁判官の力量が問われるし、審判の運営方法についても相当な配慮が必要である。

(別紙 2)

質疑応答及び意見交換における発言の要旨

(審判廷の広さと傍聴について)

委員長： 先ほど，ラウンド法廷及び少年審判廷を実際に見たが，それを踏まえ，被害者の傍聴についての意見を伺いたい。

委員： 実際に見ると，少年と被害者の位置があまりにも近すぎて，被害者が少年の話を聞いて冷静でいられるのかが疑問である。被害者が別室のモニターテレビで審判の状況，少年の態度や発言を見ることができれば良いと思う。

委員： 少年審判は原則非公開であるということもあり，審判廷にカメラを入れるということは想定されていない。

委員： モニターテレビで見るという意見も一理あるが，やはり少年には，被害者がどんな思いをしているか，たとえ被害者が暴れたにしても，体で感じてほしい。何回も再犯する少年というのは，被害者の気持ちを受け止めていないのだと思う。狭い場所で不測の事態が起きるという懸念はあるかもしれないが，少年の更生のためには，そのような経験も必要だと思う。

委員： ラウンド法廷が使用される場合，傍聴する被害者は，1つのラウンドテーブルに裁判官と少年が座った状態で審判が進められることに違和感を持つのではないだろうか。

少年事件においては，審判のみならず，その前後の関係機関による教育的な措置，調査官の働きかけ等がすべて少年の更生に資するものだと改めて感じている。被害者についても，審判傍聴の中で二次被害を受けた場合，アフターケアについて総合的に考える必要があり，医療，福祉，教育関係機関等との連携が必要になってくると思う。

委員： 審判の前段階で，裁判所が少年及び被害者に対して，手続や傍聴の意味等を十分に説明をして，しっかりとした対応をしていけば，それが適正な審判運営につながるようになると思う。